

## 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「タイ株式手数料一覧表」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により、または弊社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、別紙「タイ株式手数料一覧表」に記載の外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。
- ・外国証券の売買、償還、口座への入出金、公租公課その他の賦課金の徴収等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて弊社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※2)といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回るることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。
- ・外国証券への投資には、外国為替の変動によるリスクがあります。外貨に対して円が投資時点より高く（円高）なれば、為替差損が生じることになり、反対に安く（円安）なれば、為替差益が生じることになります。外国為替の変動により思わぬ損失を被るリスクがあります。

- ・ 外国証券は、さまざまな国の発行体によって発行され、その国の政治・経済・社会情勢等の変化に大きな影響を受けます。そのため、上記の為替リスクの他、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク及びカントリーリスクがあることを理解したうえで取引する必要があります。
- ・ 株価指数連動型上場投資信託(ETF)または不動産投資信託(REIT)の売買等にあたっては、管理会社による投資判断などによって損失が生じるおそれがあります。また、連動する株価指数などの変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 大部分の外国株式や外国債券は、金融商品取引法のディスクロージャー制度の適用を受けていません。

### 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

弊社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 弊社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

### 弊社の概要

商号等	ユナイテッドワールド証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第193号
本店所在地	〒107-6022 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会 社団法人日本証券投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	12億1,815万円（2011年3月末時点）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成13年12月
連絡先	フリーダイヤル0120-355-013（カスタマーサービスグループ） へご連絡ください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

注) 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質

を有するものを含みます。

別紙【タイ株式手数料一覧表】

タイ株取引に必要な手数料・諸費用は以下のとおりです。

□取引時には1約定につき下記の手数料がかかります。

項目	費用
国内手数料	一約定につき、一律固定500バーツ（消費税込み525バーツ）
現地手数料	一約定につき、現地約定金額の0.4%
	※単元未満株は、別途、上記現地手数料+国内手数料がかかります。（1口注文の扱い無し）

□口座管理にかかる諸費用について

項目	費用
□口座管理料	0円
為替手数料（入出金時）	入出金時の為替レートには為替手数料が含まれています。 なお、弊社は複数の金融機関より提示される参考レートと外国為替市場動向を踏まえて、当社が決定した為替レートを適用いたしますことから、為替手数料を具体的に明示することは難しい状況にあります。
為替手数料（売買ごと）	0円
移管手数料 （他社 UW証券）	0円（UW証券側）
移管手数料 （UW証券 他社）	0円（UW証券側）

□配当など権利発生に伴う費用について

項目	費用
ワラント	権利行使による株式取得はできませんが、市場での売却は可能です。売却する場合は、上記の取引時手数料（現地手数料）と同様の手数料が発生します。 ただし、手数料を含めたワラントの売却代金がマイナスになる場合は、当該ワラントは自動的に消滅します。
	※現地源泉税：配当金に対して現地で10%の源泉税が徴収されます。